

男女共同参画社会における看護教育 — 男子看護学生の動向について —

合田典子, 大室律子¹⁾, 西山智春²⁾, 鈴木良子³⁾, 布施千草⁴⁾, 松本幸枝⁴⁾

抄 録

題目：男女共同参画社会における看護教育 — 男子看護学生の動向について —

1975年の国際婦人年以來, カイロ宣言でのリプロダクティブヘルス/ライツ, 北京宣言等次々に男女差別の撤回と女性の自立をめざした運動が推進されてきた。この女性のエンパワーメント運動の中で, 我が国は労働基準法, 男女雇用機会均等法, 育児休業法等の制定および改正を経て, 1999年6月「男女共同参画社会基本法」の施行に至った。以来, 国を挙げて男女共同参画社会の構築に取り組んでいる。

看護界にあっては昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法における看護職者は女子とされ, 男子には国家免許を得る正式な資格が無かった。やがて, 法の改正とともに男性看護職者の進出が可能となってきた。しかし, 半世紀を経て, なお男性看護職者の占める割合は低く, 看護界における男女共同参画の現状は進んでいるとはいえない。男性看護職者養成の沿革と現状を概観し, その問題点と課題を検討することとした。

キーワード：男女共同参画社会, 男子看護師学生, 看護教育

はじめに

近代日本社会においては, 女性の自立への途は非常に限られたものであった。それは根強い固定したジェンダー役割のためであり, 女性に対する教育や雇用・社会進出への大きな障壁としてたちはだかっていた。一方, 国際社会では1975年が国際婦人年と宣言されて以来, カイロ宣言でのリプロダクティブヘルス/ライツの提唱, 北京宣言等次々に男女差別の撤回と女性の自立をめざした運動が推進されてきた。我が国はこれら女性のエンパワーメント運動が高揚する中で, 労働基準法, 男女雇用機会均等法, 育児休業法等の制定および改正を経て, 1999年6月「男女共同参画社会基本法」の施行に至った。以来, 国を挙げて男女共同参画社会の構築に取り組んでいる。

看護界にあっては昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法における看護職者は女子とされ, 男子には国家免許を得る正式な資格が無かった。このことは, 当時の看護教育が女性のための中等教育¹⁾の

1つであり, 看護職が数少ない社会進出への途であったことに由来する。やがて, 法改正により看護師の名称を獲得し, 名実ともに男性看護職者の進出が可能となってきた。しかし, 半世紀を経て, なお男性看護職者の占める割合は低く, 看護界における男女共同参画は進んでいるとはいえない。そこで, 男性看護職者養成の沿革と現状を概観し, その問題点と課題を検討することとした。

1. 世界における男女共同参画社会構築への沿革と動向(表1)

1) 世界人権宣言

第2次世界大戦が終結し, サンフランシスコで国際連合憲章が採択された。この憲章では基本的人権, 人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念が改めて確認された。さらに, 1948年には「世界人権宣言」が国連総会において採択され, ここに「すべての人間は生まれながらにして自由であり,

岡山大学医学部保健学科看護学専攻

1) 千葉大学看護学部附属看護実践指導研究センター

2) 桐生短期大学看護学科

3) 神奈川県立綾瀬西高等学校

4) 植草学園短期大学福祉学科地域介護福祉専攻

かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができる」ことが宣明された。

その後、男女の権利の平等を図るために国連やILO及びユネスコの各総会において女子の地位、労働、教育及び母性保護に関する条約や勧告が採択されてきた。しかし、これらの成果にもかかわらず女子に対する差別は依然として広範に存在しており、1967年に「婦人に対する差別撤廃宣言」²⁾が採択されるに至った。この宣言は政治、教育、雇用、結婚、家庭等において婦人の権利の行使を阻む法律、習慣、態度の排除を目的とし、男女平等にとって必須な権利を列挙したものであった。

2) 世界女性会議

1975年に開催された国際婦人年世界会議²⁾(第1回)では(1)男女平等の促進、(2)経済、社会、文化の発展への婦人の参加、(3)国際友好と協力への婦人の貢献を目標として「世界行動計画」が採択された。そして、第30回国連総会においては翌年から1985年の10年間を「国連婦人の十年」とすることが宣言され、女子の地位向上のための国際婦人調査訓練所の設置及び1980年に世界会議を開催することが決議された。1980年、「国連婦人の十年中間年世界会議」²⁾(第2回)が開催され、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択するとともに「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式が行われた。

1985年にはケニアのナイロビで「国連婦人の十年最終年世界会議」²⁾(第3回)が開催され、「国連婦人の十年」の成果を検討・評価するとともに、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(以下「ナイロビ将来戦略」という)」が採択され、各国の経済情勢、婦人問題の実情に応じて婦人の地位向上のための効果的措置を実施する上でのガイドラインが示された。また、この年にはILO総会において「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」が採択されている。

10年後の1995年には北京で第4回世界女性会議²⁾が開催された。ナイロビ将来戦略の完全かつ効果的な実施及びカイロ宣言(国際人口・開発会議、1994)のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの進展等を基礎に置き、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、社会のあらゆる分野への女性の参画とエンパワーメントの重要性が確認された。また、重大問題領域である(貧困、教育と訓練、健康、暴力、武力紛争、

経済、権力と意思決定、人権、メディア、環境、女児)について、取り組むべき戦略目標と行動が示された。

そして、2000年6月にはニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」³⁾が開催された。この会議において、アナン国連事務総長は「女性は地球の主役であるばかりか、地球の将来は女性の肩にかかっている」と述べている。第4回北京会議から5年間に、行動綱領重大問題領域が各国でどう実施されたかを評価し、21世紀に向けた行動指針が検討されて「政治宣言」と「成果文書」が採択された。

このように、国連を中心とした国際社会における戦後50年に及ぶ「男女の権利の平等」の実践は専ら女性の地位向上と権利の獲得、さらにエンパワーメントの推進であった。

2. 日本における男女共同参画社会構築への沿革と動向(表1)

我が国における男女共同参画社会への萌芽は戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、1946年に制定された日本国憲法において、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されたことに遡る。

その後、1975年に国連が提唱した「国際婦人年」を契機として、政府に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた初めての総合的な「国内行動計画」⁴⁾を策定した。この行動計画は、政治、教育、労働、健康、家族生活等に関して憲法が保証する一切の国民的権利を婦人が男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、これを実現するための社会環境づくりを政府施策によって促進することを全体的な目標としていた。この目標達成のため、(1)法制上の婦人の地位の向上、(2)男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進、(3)母性の尊重及び健康の擁護、(4)老後等における生活の安定の確保、(5)国際協力の推進の5つの課題が挙げられた。

1979年の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されたことを受けて、国籍法及び戸籍法の一部改正により配偶者の帰化条件の男女同一化や風俗営業取締法の一部改正により風俗営業の規制を強化した。85年には国民年金法改正で女性の年金権が確立し、さらに男女雇用機会均等法の制定と男女平等に関する法律・

制度が整備される中、女子に対する差別撤廃条約を批准した。

1987年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画(以下「新国内行動計画」という)」を策定した。「新国内行動計画」は男女平等をめぐる意識変革、平等を基礎とした男女の共同参加など5つの基本目標と、固定的性別役割分担意識の是正、学校教育の充実と社会教育の推進等15の重点目標を掲げ、この目標の下に2000年に向けて長期的に推進する施策と中期的に推進する具体的施策を示した。

1991年、国連経済社会理事会において採択された「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」へと改定した。この改定は21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に参画することが不可欠であるとの基本的認識の下に、総合目標を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改称するとともに、改めて中・長期両面の女性に関する施策を示した。

1994年、総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」の設置、続いて内閣総理大臣を本部長とした「男女共同参画推進本部」を設置し、男女共同参画社会の形成のために国内本部機構の充実強化を行った。

1996年、男女共同参画推進本部会は「北京宣言及び行動綱領」、「男女共同参画ビジョン」(男女共同参画審議会の答申)を踏まえて、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画一」を策定した。この計画においては、従来の経緯を踏まえて計画の基本的考え方と構成を示すとともに、政策目標とそれに対する施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容、この計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を示した。

1998年、男女共同参画審議会は「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」を答申した。政府はこの答申を踏まえて「男女共同参画社会基本法案」を作成し、翌99年(平成11年6月)男女共同参画社会基本法³⁾を公布・施行した。

男女共同参画社会基本法においては男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭

生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つの理念を定めた。この理念に基づき、国と地方公共団体及び国民に対する責務を明らかにした。即ち、国及び地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めることとされた。さらに、男女共同参画基本計画および施策の策定等に当たっての配慮、国民の理解の促進、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間団体に対する支援など施策の基本事項が規定された。我が国のめざす男女共同参画社会の形成(法第2条)³⁾とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と定義されている。

2002(平成14)年度における男女共同参画社会の形成状況⁵⁾を国際比較でみた場合;

(1)男女共同参画における各国の特徴と意識

・日本の女性の社会参画水準は欧米諸国と比較して低い。この背景には、仕事と子育ての両立支援策等女性の就労に対する環境整備水準の根強い固定的性別役割分担意識により、能力を十分に発揮する機会に恵まれていない等がある。

・意識面では、ほとんどの国で「職場」、「政治」、「社会通念・慣行・しきたり」で特に男性が優遇されているとする割合が高い。

(2)政治・行政分野における女性の参画

・女性の国会議員割合はスウェーデン、ドイツで特に高く、日本、韓国では1995年以降上昇しているものの10%を下回り、増加の時期やスピードに著しい差がみられる。

・日本・アメリカ以外の国はクォータ制を何らかの形で導入しているか導入した経験がある。また、欧米諸国では資金の援助やメンター制等クォータ制以外の女性議員を増やす取組も行われている。

・国家公務員に占める女性割合及び上位の役職者に占める女性割合をみると、日本はそれぞれ20.2%、1.4%で各国と比べて最も低い。

(3)労働分野における女性の参画

・日本の女性の労働力率は、育児期に当たる時期に低下するM字カーブを描くが、就業希望者を含めた潜在的労働力は、落ち込みがない欧米諸国型の逆U字カーブに近づく。管理的職業従事者に占める女性

の割合は欧米諸国に比較すると日本は極めて低い。

・欧米諸国において、育児期の女性の労働市場への参画を促している制度的要因としては、正社員の安定した身分を保障された上での柔軟な労働時間の転換制度、育児休業期間の長さ、民間保育サービスの充実があり、子育ての負担が軽減するなど、女性の労働力率は高い。

(4)家庭生活における男女の共同参画

・合計特殊出生率で日本は最も低い水準にある。固定的性別役割分担意識により、女性は結婚すると家事労働などの負担が重く、自分のキャリアをあきらめなければならない状況になってしまうと考えることも背景の一つにあると考えられる。

・固定的性別役割分担意識は、近年若年層でやや希薄化しているが、欧米諸国に比較すると依然強い。

・個別具体的な役割分担の実施状況は、日本では妻に偏りがあるのに対し、欧米諸国では比較的家族全員で行う割合が多い。

となっており、我が国における男女共同参画社会の形成にはなお多くの課題があり、このことは2002年における日本のGEM⁵⁾(ジェンダー・エンパワーメント指数：女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測る指標)順位が32位であることに象徴される。

3. 看護界における男女共同参画社会構築への沿革と動向

看護界における男女共同参画を検討するに当たっては、看護及び看護職の成り立ちを無視することはできない。雪永⁶⁾は5世紀の初頭に大陸から儒教・暦・天文等と共に医学が伝来し、7世紀には僧医・看病僧が現れたとしている。その後、亀山⁷⁾は草創期の女性看病人について次のように述べている。

1) 看護師の誕生

明治初年の戊辰戦争では多くの負傷者を抱え、当初は男性の看病人で対応した。負傷者と看病人の男性同士の諍いを避けるために女性の看病人を導入することとなった。しかし、これらの女性たちは看病人としてではなく、洗濯、飯炊きなどの女性の仕事を分担するために雇われた雇女であった。彼女たちの多くは寡婦(当時の生計を立てる手段は「芸者か妾」といわれていた)であり、募集後「試二」看病にあたらせられた。その後、彼女たちの大半は東京大学病院へ移り「看護婦ノ元祖」となったとされている。

このように、草創期の看護は女性の当然の任務と

された家事労働の一つとして存在し、性別役割分担の一角をなした。やがて、看護職は女性が生計を立てるための数少ない職業として成り立ってきたことが伺える。

2) 戦前の看護師教育と法整備

1872(明治5)年に「学制」が公布され、女子教育の振興が行われていた。明治18年から大正4年までの看護婦養成所は全国350ヶ所¹⁾であり、これらの養成所の中には極少数ではあるが男子の看護人の養成をしているものもあったが、看護教育の大部分は女子教育であったことがうかがえる。

1874年に医事制度が制定されて以来、東京産婆学校、桜井女学校看護婦養成所、東京帝国大学医科大学付属医院看護婦養成所等続々と設立された。また、看護職の法整備もされ、1899(明治32)年には産婆規則、1915(大正4)年には看護婦規則が公布された。看護婦規則は看護婦の教育・業務等を規制する全国的統一的な法規として制定された。この中で、付則に「男子タル看護人ニ対シテハ本令ノ規定ヲ準用ス」⁸⁾とされた。続いて、保健婦規則⁹⁾が1941(昭和16)年に制定され、保健婦は18歳以上で地方長官の免許を受けた女子とされた。

3) 保健師助産師看護師法の制定から国際婦人年世界会議まで(表1)

1945(昭和20)年戦争終結後の我が国は、福祉国家として再出発することになり、看護職に関する制度は連合軍最高司令部公衆衛生福祉部と厚生省とで慎重な検討がなされた。その結果、従来から個々に規定されていた保健婦、助産婦、看護婦の制度を統一して保健師とする「保健師法案」が出された。しかし、この法案は既得権者の免許や業務の取扱いなど諸般の事情から実現をみるに至らなかった。

1948年、保健師助産婦看護婦法(以下、保助看法)が制定された。保助看法においても男性の看護人については、「この法律中、看護婦又は准看護婦に関する規定を準用する」とされた。また、施行規則22条には、「男子である看護人については、国家試験科目のうち『産婦人科及び看護法』を除く」とし、臨床実習においても「産婦人科」は「精神科」と読み替えるものとされた。1950年には第1回甲種看護婦国家試験が実施され、看護人の4名が受験したことが記されている。その後、男性の看護職者が保助看法に正式に登場したのは1968年で、看護人又は准看護人の名称を「看護師」「准看護師」と称することとなった。

4) 国際婦人年世界会議以降(表1)

1978年、日本看護協会は「労働基準法問題検討会」を発足し、深夜勤務問題や母性保護に関する問題等の検討を行った。一方、看護師から「保健婦免許取得」の要望が出されたのを受け、免許取得に向けての活動を開始した。さらに、男性に対し助産婦免許の取得のための運動も開始した。しかし、男性の助産婦免許取得の是非についてはその業務の特殊性から、世論及び保助看での足並みが揃わず現在に至っている。

1989年、保助看法・看護婦等学校養成所カリキュラム改正により、男女による区別が廃止され、男子学生も産婦人科実習を行うようになった。1993年に保助看法は一部改正「男子が保健士の名称を用いて保健指導を業とする」がなされ、男性に保健婦国家試験の受験資格が認められた。翌年の第80回保健婦国家試験では男性67人が合格し、初の男性保健士が誕生した。そして、保助看法制定後半世紀を越えた2002年、保健師、助産師、看護師、准看護師に名称が改正され、男女での名称差別が廃止された。

以上、看護界における男女共同参画については、皮肉にも看護職が女性の性別役割から発生したことにより、男性による看護職への参画の遅れがみてとれる。

4. 看護教育における男女共同参画社会構築への現状と問題点

看護界における男性看護師の占める割合は4.0%（うち、看護師51%、准看護師49%：2000年末43,966人¹⁰⁾）である。男性看護師は年々増加はしているが未だ少数であり、男女比においては他職種とは一線を引くものである。

1) 男性看護師の教育

男性看護師の養成は年々に増加(図1^{10~19)})しているものの過去10年間の平均でみると全養成数の6.3%であった。養成課程別(図2¹⁰⁾)にみると、男子の准看課程に占める割合は38.4%と最も大きく、次いで、2年制課程の25.5%、3年制課程の順であった。大学での養成は7.6%を占めていた。すなわち、男性看護師は准看護師または准看護師から2年制進学コースを経て看護師となる者が大勢を占めていることが明らかとなった。

男子看護学生の現状において、波多野ら²⁰⁾は男子の入学規定がない学校(3年課程：64%、2年課程36%、准看課程39%)が多いことや進路変更、健康上、学習意欲の喪失等での中退が30%以上みられるとしている。男子学生の看護師養成校への受験状

況²¹⁾についてみると、女子より入学時の年齢が高く、入学校が第1希望では無いものが半数いた。また、男子学生の指導上の課題としては学生同士の身体接触や排泄の援助等性差を意識しやすい学内演習^{20~23)}及び産婦人科での実習^{20,22~26)}では演習相手学生や受け持ち患者及び実習項目を慎重に選択する必要性が強調されている。男子学生自身も学校生活や実習において女子に比べて有意²²⁾に性差を感じており、具体的には力仕事、リーダーシップなどの性役割期待や特に母性看護実習での「授乳場面で居場所に困った」(68.8%)²⁷⁾などの所在なさや違和感を経験していた。さらに、学習環境²²⁾に対しても「トイレが少ない」「寮がない」等設備に関するものや「授業内容が女子を対象にして話している傾向がある」「男友達が少ない」「コミュニケーションが取りづらい」等ソフト面での不都合感を感じている実情が報告されている。

2) 男性看護師の進路

1999年における卒業後の配置場所では精神科44%

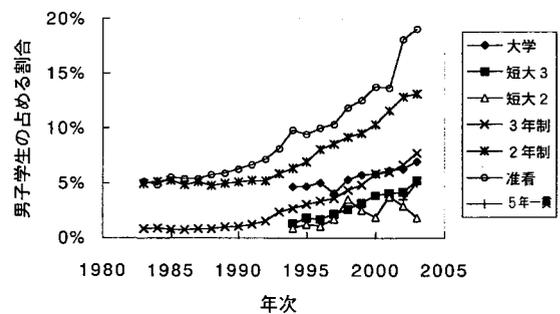


図1 課程別にみる男子学生入学状況年次推移

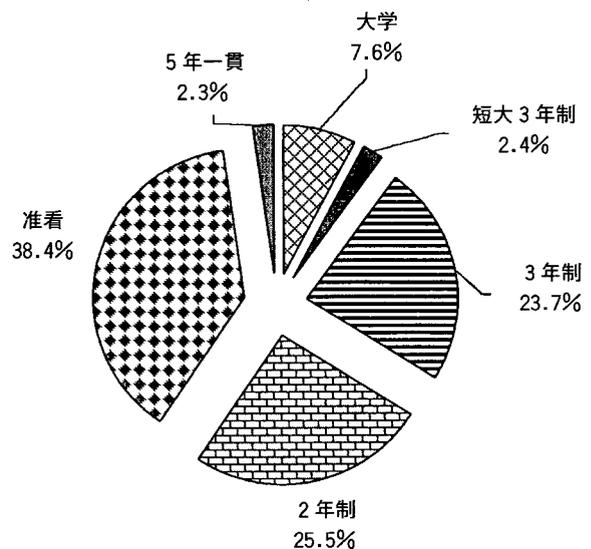


図2 課程別にみる男子学生の入学者割合(平成15年度) n=7,500

(55.3%：1991年), その他56%(44.7%：1991年)となって「精神科以外」が着実に増加しており, 男性看護師を配置している病院も58.5%(44.7%：1987年)増加している²⁸⁾。

しかし, 未だ男性看護師自身²³⁾から, 「市民権を得ていない」「男性としての独自性をMEなどの男性性が求められる役割に見いだす一方で, 偏見の中でアイデンティティを保つために患者との直接的な接触を避ける」「患者さんの抵抗感」「力の必要なときだけ男性がよばれる」等の声があり, 看護現場における男女共同参画は十分に果たされていない現状がみられる。

ま と め

以上, 世界及び日本における男女共同参画社会の構築は女性の男性に対する差別の撤廃と社会参加をめざすものである。しかし, 看護界においては未だ男女共同参画には至っていない。

保助看法での名称統一はじめ, 看護教育においてもカリキュラム改正による学習内容の統一が図られている。しかし, 看護教育現場においてもなお男子学生にとって多くの問題が指摘されている。すなわち, 男子学生を受け入れるための教育設備の充実等ハード面をはじめとして, 教育者の意識変革や教育内容および教育方法の見直しや工夫が必要とされている。就業場所においても, 皮肉にも慣例化された男性の性役割が強調され, 男性看護職者と看護の持つイメージとの接点が少ない現状が伺える。

看護が女性の性役割から発生したことにより, 逆に男性にとっては共同しにくい職業となっている。しかし, 男女共同参画とは「男女が社会の対等な構成員として, 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され, もって男女が均等に・・・」であることから, 性差を無視することではなく, 両性の長所を活かしつつ, 短所は補いあうことにより, 看護はより成熟した職業となりうると考える。

(この資料は平成15年度千葉大学看護学部附属看護実践研究センタープロジェクト研究成果の一部である)

文 献

- 1) 平尾真智子：資料にみる日本看護教育史。看護の科学社：東京,1999.
- 2) 総理府編：平成7年版 女性の現状と施策 -新国内行動計画に関する報告書(第5回)-。大蔵省印刷局：東京,1996.
- 3) 内閣府編：平成13年版 男女共同参画白書-のびやかに生きる男女の参画社会-。財務省印刷局：東京,2001.
- 4) 総理府編：婦人の現状と施策〔国内行動計画第1回報告書〕。ぎょうせい：東京,1978.
田間恵實子：看護関連法規改正と看護。平成6年版 看護白書。日本看護協会出版会：東京,1994.
- 5) 内閣府編：平成15年版 男女共同参画白書。財務省印刷局：東京,2003.
- 6) 雪永政枝：看護師年表〔第2版〕。医学書院：東京,1972.
- 7) 亀山美知子：近代日本看護史IV看護婦と医師。ドメス出版：東京,1985.
- 8) 金子 光：改訂第46版 保健婦助産婦看護婦法の解説。日本醫事新報社：東京,1990.
- 9) 厚生省健康対策局看護課監修：看護六法 昭和61年版。新日本法規。東京,1986.
- 10) 看護問題研究会 監修：平成15年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,2003.
- 11) 厚生省健康政策局看護課 監修：平成6年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1994.
- 12) 厚生省健康政策局看護課 監修：平成7年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1995.
- 13) 厚生省健康政策局看護課 監修：平成8年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1996.
- 14) 看護問題研究会 監修：平成9年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1997.
- 15) 看護問題研究会 監修：平成10年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1998.
- 16) 看護問題研究会 監修：平成11年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,1999.
- 17) 看護問題研究会 監修：平成12年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,2000.
- 18) 看護問題研究会 監修：平成13年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,2001.
- 19) 看護問題研究会 監修：平成14年 看護関係統計資料集。日本看護協会出版会：東京,2002.
- 20) 波多野梗子, 小野寺杜紀：看護師の就業と男子学生の教育の現状 -K県の実態調査をとおして-。看護展望,17：445-455,1992.
- 21) 西山智春, 大室律子, 鈴木良子, 合田典子, 細越幸子：看護学生の看護師養成校受験に関する調査。日本看護研究学会雑誌,26：418,2002.
- 22) 矢原隆行：看護教育の場におけるジェンダー構築 男子看護学生をめぐる状況。看護教育,42：34-38,2001.
- 23) 矢原隆行, 床島正志, 北林司, 仲本勉, 山田正巳：〔座談会〕男が看護する意味「名称統一後」の男性看護職の行方。看護学雑誌,66：998-1005,2002.
- 24) 仲村美津江, 鳥尻貞子, 外間登美子, 竹中静廣：アンケート調査からみる男子学生の母性看護実習。助産婦雑誌,40：404-407,1986.
- 25) 富島由紀子, 高橋洋子, 杉本佳代子, 石谷翠：男子看護学生の母性看護実習に関する一考察褥婦の意識から。看護教育,27：383-387,1986.
- 26) 西田妙子, 高田敏恵, 北崎直美, 中橋喜美恵, 坂井恵子, 古木優子：男子学生の看護学実習1人で褥婦を受け持つ実習形態へのとりくみ。看護教育,42：19-23,2001.
- 27) 横山孝子, 本田千浪：男子看護学生の母性実習について改訂カリキュラム後の実習状況。看護教育,34：60-66,1993.
- 28) 矢原隆行：男性看護職をめぐる課題と戦略 その隘路と可能性について。看護学雑誌,66：1006-1011,2002.

男女共同参画社会における看護教育

表1 看護教育を取り巻く男女共同参画の動き(その1)

年代	世界の動き、◆国連の動き	日本の動き、◇法整備に関する事項	日本の看護・看護教育の動き、◇法整備に関する事項	男子看護学生(人)
1970 (S45)	・全米でウーマンリブの運動活発化 ・米軍、北爆再開、カンボジアに侵攻	・中根千枝、女性初の東大教授となる ◇家内労働法公布 ・地方自治体初の女子職員育児休暇制度 ・女子雇用者中の既婚者、5割を越す		
1971 (S46)	・ニクソン米大統領、ドル防衛策発表、株価大暴落、欧州通貨不安 ・ニューヨークでウーマンリブ発足1周年を「婦人の権利の日」とし、6千人の女性がデモ	・縫田暉子、女性初の自治体局長就任 ・秋田相互銀行員、我が国初の男女同一賃金の公判闘争 ・「未婚の母」問題化		
1972 (S47)	・田中首相訪中、日中共同声明調印 ◆国連総会で75年を国際婦人年とすることを宣言、スローガン「平等・発展・平和」	・中絶禁止法に反対しピル解禁を要求する女性解放連合(中ピ連)結成 ◇勤労婦人福祉法公布・施行 ・第2次ベビーブーム		
1973 (S48)	・ヴェトナム和平協定調印 ・第1回国際フェミニスト会議(ポストン)、日本から5名出席 ・米国、女性の呼称に「ミス」使用公認	・高校教育課程改定「家庭一般」4単位女子のみ必修 ◇国民生活安定緊急措置法、石油需給適正化法公布		
1974 (S49)	・スウェーデン、共働き父親に産休4ヶ月、墮胎自由化法案可決 ・イザベル・ペロン、アルゼンチン大統領に就任	・最高裁、未婚の母に対し、実の母親でも養親から子を奪うのは不当と判決 ・野田愛子、女性初の高裁判事に就任 ・日本人口会議、「子は2人まで」宣言、「産む自由」問題となる ・最高裁、主婦の家事労働について、女子労働者の平均賃金によって計算すべきと判決		
1975 (S50)	◆ILO総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択 ◆国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催、「世界行動計画」採択 ◆国連総会、76年から85年を「国連婦人の10年」と決定	・「婦人白書」創刊(婦団連) ・中ピ連、ピル解禁要求、日本医師会総会にデモ ・衆参両院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ◇教員・看護婦・保母等に関する育児休業法公布(施行S51.4) ・「婦人問題企画推進会議」スタート ・「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」結成	・日本看護協会、「看護制度に関する基本姿勢」決定、看護教育の基礎課程は大学を基本とする	
1976 (S51)	・高橋展子、ILO事務局長補に就任 ・ILO事務局に婦人労働問題担当室新設	・国家公務員採用試験初級試験(行政B)の女性の受験制限を撤廃 ・緒方貞子、女性初の行使(国連代表部)に就任 ◇離婚後における婚氏統制制度の新設を含む改正民法・戸籍法公布・施行		
1977 (S52)	◆ILO総会「看護職員の雇用及び労働生活条件に関する条約」並びに勧告採択	・婦人問題企画推進本部、国内行動計画決定 ◇児童福祉法施行令一部改正、男性も保育職員資格者となる ・婦人問題企画推進本部、婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱決定 ・農林省、「農村婦人の家」設置開始 ・国立婦人教育会館		
1978 (S53)	・初の国連縮特別総会開会 ・初の国際女性学会78年東京会議、国立婦人教育会館で開催 ・世界初の試験管ベビー、英国で誕生 ・日中平和友好条約調印 ・ノルウェー、公的委員会へのクウォータ制導入、男女平等オンブズマン誕生	・総理府、「婦人の現状と施策」国内行動計画に関する第1回報告書発表 ・東京都初の保父さん3人誕生 ・久保田真苗、国連婦人の地位向上部長に就任 ・余暇開発センター「レジャー白書」、主婦の家事労働は月6万円相当と発表	・日本看護協会、労働基準法問題検討会発足、深夜勤務問題、母性保護に関する問題等の検討	
1979 (S54)	・マーガレット・サッチャー、英国首相に就任 ・国際児童年世界会議(モスクワ) ◆国連総会「女子差別撤廃条約」採択 ・マリア・デルルデス・ピンタシルゴ、ポルトガル首相就任 ・リディア・ゲレイル、ボリビア大統領就任	・国家公務員採用試験中、航空管制官、航空保安大学校学生、海上保安大学校学生、海上保安学校学生、気象大学校学生の各採用試験につき女性の受験制限を撤廃 ・日本生産性本部調査、部課長の82%が企業内男女平等に反対 ・日本女性学会発足	・看護師から「保健婦免許取得」の要望	
1980 (S55)	・インディラ・ガンジー、インド首相に就任(第2次) ・OECD、初の「婦人の雇用に関するハイレベル会議」(パリ) ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択、女子差別撤廃条約署名 ・ビグデイス・フィンガボテル、アイスランド首相就任 ・メリュー・ジュニア・チャールズ、ドミニカ独立後初の首相となる	・高橋展子、初の女性大使(デンマーク)就任 ・国税専門官及び皇宮護衛官の各採用試験について女性の受験制限を撤廃 ・科学者猿橋勝子、女性科学者への賞創設 ・民法及び家事審判法公布、配偶者の法定相続分の引き上げ、寄与分制度新設 ・「家庭の日」を設ける国民の祝日に関する法律案、女性団体の強い反対運動で提出見送り ・国立婦人教育会館で女性学講座開催	・日本看護協会、「看護師に保健婦免許取得ができるよう運動する」総会にて提案	

表1 看護教育を取り巻く男女共同参画の動き(その2)

年代	世界の動き、◆国連の動き	日本の動き、◇法整備に関する事項	日本の看護・看護教育の動き、 ◇法整備に関する事項	男子看護学生(人)
1981 (S56)	◆国際障害者年 ◆ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約並びに勧告採択」 ・グロ・ハルレム・ブントラント、ノルウェー首相に就任	・婦人問題企画推進本部、国内行動計画後期重点目標決定 ◇母子福祉法一部改正法公布、寡婦も母子家庭に準じ取り扱ふことになった ◇児童福祉法一部改正法公布、ベビーホテル等への立ち入り調査権限 ・日経連、企業負担の増加を危惧し育児休業制度法制化反対決議 ・最高裁、交通事故で死亡した8歳女児の逸失利益につき男女間の格差をならし実質男子並みとした二審判決を承認	・日本看護協会、「看護師に保健婦免許取得ができるよう保助看法の一部改正について」要望書を厚生省・石本議員に提出。 厚生省看護課助言：①検討の時期きているが助産婦資格をどう考えるか②母性実習について教員の意向はどうか③看護制度全般として考えてはどうか 石本議員：看護教育全体を見直す時期、男女差別をなくす意味でも改正必要	
1982 (S57)	◆国連、女子差別撤廃条約に関する委員会発足 ◆国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択	・中央優生保護審査会、優生保護法改正検討開始 ◇旅行業法一部改正法公布、旅行者による「売春ツアー」等不健全旅行等への関与を禁止 ・育児休業制度普及促進句間		
1983 (S58)		・82年優生保健統計、10代の中絶千人に6人 ・寺沢光子、女性初の地方裁判所長に就任 ・東北大で日本初の体外受精児誕生 ・最高裁、個人事業主の妻が夫の倒産後協議離婚、債権者の財産分与不当との訴えに妻の優先権認める	・日本看護協会、男性に助産婦免許を与える事について(雇用および職業における男女差別撤廃に関して)協議。 (1)地区別支部助産婦職能委員会協議結果：職業上の性差撤廃は当然、但し、男性助産婦の働き方に懸念がある。 (2)助産婦職能委員会協議結果：男性に助産婦免許を与える事をよいのではないかという意見が多数	大学* 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 149 766 1,791
1984 (S59)	◆ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会合を東京で開催 ・米民主党、初の女性副大統領候補にフェローロ選出 ・インド、インディラ・ガンジー首相暗殺	◇国籍法及び戸籍法の一部改正法公布、父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化 ・労働省、婦人少年局を婦人局に再編整備 ◇風俗営業取締法一部改正法公布、風俗営業の規制強化 ・厚生省、離婚に関する初の「人口特殊報告」まとめる ・石本茂、環境庁長官に就任(戦後3人目の女性閣僚)	・日本看護協会、「看護師に保健婦・助産婦の免許取得の運動」を提案。「男子にも保健婦・助産婦免許の取得が可能となるよう、保助看法を改正されたい」の要望を厚生省に提出	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 162 795 1,649
1985 (S60)	◆ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇国民年金法一部改正法公布、女性の年金権の確立 ◇男女雇用機会均等法公布 ◇児童手当法一部改正法公布、支給対象範囲を第2子以降に拡大 ◇女子差別撤廃条約批准 ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての全国会議」-「国連婦人の十年」最終年-開催		大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 145 832 1,790
1986 (S61)	・コアソン・アキノ、フィリピン大統領就任 ・チェリノブイリ原発事故 ・ノルウェー、クウォータ制により新閣僚18名中首相を含む8名が女性	・婦人問題企画推進本部、構成省庁を全省庁に拡大 ・土井たか子、日本社会党委員長に就任 ・鳥取地裁、夫婦間レイプで夫に有罪判決 ・セクハラ表面化		大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 144 771 1,819
1987 (S62)	◆国連「婦人の地位のモニタリングと向上のためのナショナル・マシーナリーに関するセミナー」開催 ・IOC、オリンピック憲章の男女差別条項削除	・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」発表 ◇所得税法一部改正法公布により配偶者特別控除制度創設 ・最高裁判例変更、有責配偶者からの離婚請求を認める ・教育課程審議会答申、高等学校の家庭科男女必修を提言		大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 168 814 1,837
1988 (S63)	◆国連「ナショナル・マシーナリーのための婦人情報システムに関するセミナー」開催 ・パキスタンのベナジル・ブット、イスラム圏初の女性首相となる	・農水省、「農漁村婦人の日」設定 ・文部省社会教育局、生涯学習局に改組拡充 ・国際婦人年連絡会、「2000年に向けての民間行動計画」公表	・日本看護協会、男子にも保健婦・助産婦免許取得が可能となるための保助看法一部改正(議員立法)に向けて、強力な運動→日本助産会の反対で国会提案は白紙に戻る	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 167 751 1,938
1989 S64/H1	◆国連「女性と農村開発に関するセミナー」開催 ・「アジア・太平洋成人教育日本会議」開催、女性のための成人教育がテーマ ◆国連「政治参加及び意思決定における平等に関する専門家会合」開催 ◆国連総会「児童の権利に関する条約」採択	◇エイズ予防法公布 ・文部省、新学習指導要領告示、高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取り扱い ・国家公務員採用Ⅲ種試験について女性の受験制限を撤廃(全ての国家公務員採用試験で女性の受験制限なくなる) ・森山真弓、女性初の官房長官に就任 ・最高裁、生理休暇や産休による賃上げカットは違法と初めて判示	◇看護婦等学校養成所教育課程改正 ①総時間300時間 ②老人看護学新設 ③カリキュラム上、男女の区別廃止	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 209 801 1,969

* 大学：4年制大学，短大3：短期大学3年課程，短大2：短期大学2年課程，3年制：看護師学校養成所3年課程
2年制：看護師学校養成所2年課程，准看：准看護師学校養成所

表1 看護教育を取り巻く男女共同参画の動き(その3)

年代	世界の動き、◆国連の動き	日本の動き、◇法整備に関する事項	日本の看護・看護教育の動き、 ◇法整備に関する事項	男子看護学生(人)
1990 (H2)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際識字年(ユネスコ提唱) ◆国連経社理「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ◆ILO総会「夜業に関する条約」及び勧告並びに「1948年夜業(女子)条約(改正)の1990年の議定書」採択 ・ビオレタ・チャモロ、ニカラグア大統領就任 ・カジメラ・プルンスキネ、リトアニア共和国首相就任 ・メアリー・ロビンソン、アイルランド大統領就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力事業団、「開発と女性」援助研究設置 ・愛媛県、全国初の婦人局設置 ・池川順子、女性初の4年制国公立大学長就任 ・農林水産省、婦人・生活課設置 ・厚生省、89年人口動態統計の概況発表、合計特殊出生率過去最低の1.57ショック ・総理府及び外務省、「婦人問題に関する国内本部機構上級担当官国際セミナー」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本私立看護大学協議会、性別資格について検討 	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 227 866 2,035
1991 (H3)	<ul style="list-style-type: none"> ・湾岸戦争勃発 ・ユーゴスラビア、内戦突入 ・フランス初の女性首相に対し強硬派エディット・クレッソン就任 ・国際生命尊重会議東京大会「胎児の人権宣言」採択 ◆ILO総会「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択 ・ミャンマーのアウン・サン・スー・チー女史、ノーベル平和賞受賞 ・OECDハイレベル専門家会議報告書「構造変化と女性の役割」発表 ・カレジ・ジア・ラーマン、パングラデッシュ首相に就任 ・エルザ・パスカルトルイヨ、ハイチ大統領に就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・緒方貞子、日本人初の国連難民高等弁務官に就任 ◇育児休業法公布、民間企業対象、両親共に取得 ・婦人問題企画推進本部、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」決定 ・総務庁「婦人就職対策等に関する行政監察結果」、女子保護規定の在り方の検討の必要勧告 ・国立婦人教育会館婦人情報センター、オンライン情報検索サービス(WINET)開始 ・佐藤久子、全国で女性初の公安委員長となる ・警視庁に初の女性パトカー乗務員「婦人警ら隊」誕生 ・厚生省、企業委託型保育サービス事業、長時間保育サービス事業開始 ・労働省、「女子雇用管理基本調査-女子労働者実態調査-」発表 ◇国家公務員の育児休業法、裁判官の育児休業法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省、「看護の日」制定 	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 290 951 2,074
1992 (H4)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「環境と開発に関する国連会議」(リオデジャネイロ) ・日中女性科学者による国交正常化20周年記念シンポジウム「女性と科学技術-女性科学者の社会的貢献」(北京) ・ハンナ・スホッカ、ポーランド首相に就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・広瀬晴子、ユネスコ人事局長に就任 ・訪韓中の首相、従軍慰安婦問題で公式に謝罪 ・農水省、農山漁村女性に関する中長期ビジョン策定、事実上の平等推進施策を初めて明記 ◇育児休業法施行 ・日本産科婦人科学会、「高年初産婦」の定義を30歳から35歳に引き上げると発表 ・故長谷川町子氏に国民栄誉賞を授与 ・河野洋平官房長官、初代婦人問題担当大臣に任命 ・森山真弓、女性初の文部大臣に就任 ・労働省、92年版「婦人労働の実情」まとめる ・政府、「女性の現状と施策」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人訪問看護制度発足 ・千葉大学看護学部、家族看護学講座が千葉銀行の寄付講座として新設 ・聖隷クリストファー看護大学、東京医科大学歯科大学医学部看護学科、広島大学医学部保健学科が新設 ・救命救急士の初の国家試験合格発表合格者3177(合格率73.9%)、うち看護婦2800人 ◇看護婦等人材確保法公布 	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 395 990 2,211
1993 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> ・カンボジアでPKO要員襲撃され、日本人文民警察官5名死傷 ◆国連世界人権会議(ウィーン)、25年ぶり開催、女性の人権擁護を強調したウィーン宣言採択 ・第21回国際有職婦人クラブ世界大会、アジアで初めて名古屋で開催 ・EU発足 ・ESCAP等主催「アジア太平洋『開発と女性』に関するNGOシンポ」(マニラ) ◆国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・キム・キャンベル、カナダ首相に就任 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府、初の「婦人問題に関する全国女性リーダー会議」開催 ◇パートタイム労働法公布 ・婦人問題企画推進本部、「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」本部決定 ・土井たか子、女性初の衆議院議長に選出 ・細川連立内閣、女性閣僚を史上最多の3名登用 ・労働省、「職場のセクハラ」の概念整理を初めて行う ・明治以来の勲章の等級に関する男女差別解消 ・政府、92年版「女性の現状と施策」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉大学大学院看護学研究科後期(博士)課程開設 ・厚生省、看護婦2年課程検討会は看護婦学校(2年課程)に通信教育制の必要とする検討報告書を提出 ・日本看護協会、保助看法一部改正(男子学生に保健婦・助産婦免許取得の道を開く)を議員立法として提案されるよう国会議員に働きかけ、日本助産婦会と合意ならず ・日本看護協会、保健士免許を優先させることを決断、議院立法を陳情 ◇保助看法の一部改正、男性に保健婦国家試験の受験資格認める(改正内容：男子が保健士の名称を用いて保健指導を業とする) 	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 522 1,106 2,613
1994 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際家族年 ・ウルグアイラウンド決着、世界貿易機構設立協定調印 ・アフリカ民族会議のマンデラ議長、南アフリカ共和国大統領就任 ・IAEA、北朝鮮に核査察 ・スウェーデン議会、同性間の結婚を認可する法案可決 ◆ジャカルタで第4回世界女性会議地域準備会合開催、ジャカルタ宣言採択 ◆ILO総会「パートタイムに関する条約」及び勧告採択 ・第10回国際エイズ会議「女性とエイズ」横浜で開催 ◆国際人口・開発会議開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用均等法の事業者が講ずるよう努めるべき措置についての指針と女子労働基準規則の一部改正施行 ・高校の家庭科が男女必修になる日弁連「両性の平等に関する委員会」により全国一斉「女性の権利110番」設置 ・夫婦間暴力、など相談 ・女子学生の就職問題に関する閣僚会議開催 ◇勤務時間法公布(一般職の国家公務員に介護休暇制度創設) ・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置、本部長は内閣総理大臣 ・遠山敦子、女性初の文化庁長官に就任 ・不況下で女子大生の就職難 	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回保健婦国家試験男性67人が合格、初の男性保健士が誕生 ・厚生省、「少子・高齢社会看護問題検討会」が報告書をまとめる 	大学 短大3 短大2 3年制 2年制 准看 87 62 6 621 1,210 3,225

表1 看護教育を取り巻く男女共同参画の動き(その4)

年代	世界の動き、◆国連の動き	日本の動き、◇法整備に関する事項	日本の看護・看護教育の動き、◇法整備に関する事項	男子看護学生(人)
1995 (H7)	◆国連難民高等弁務官事務所、難民女性への暴行に対応するためのガイドライン公表 ◆国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ◆北京女性会議NGOフォーラム開幕 ◆第4回世界女性会議(北京)開催、「北京宣言及び行動綱領」採択	◇農業者年金基金の一部改正法公布、農業経営の妻にも年金加入権 ◇育児休業法一部改正法公布、介護休業制度の法制化等 ◇精神保健法が改正され、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ・総理府「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」開催	・日本看護協会の認定看護婦(士)資格認定制度検討委員会が「認定看護婦(士)制度試案」をまとめる ・厚生省の看護婦等国家試験改善検討委員会、国家試験の合格発表時期の繰り上げ等を提言	大学 124 短大3 94 短大2 8 3年制 742 2年制 1,329 准看 3,072
1996 (H8)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ◇労働衛生法の改正 ◇らい予防法の廃止	◇「保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令」の公布 看護教育の大綱化・弾力化	大学 152 短大3 93 短大2 7 3年制 817 2年制 1,553 准看 3,143
1997 (H9)	・香港が英から中国に返還 ・パリでダイアナ元英皇太子妃が自動車事故で死亡。	・男女参画審議会を設置 ◇男女雇用機会均等法の改正、セクシャルハラスメントの防止 ◇介護保険法の公布 ◇臓器移植法施行 ◇言語聴覚士法の制定	◇「看護教育カリキュラム改正」の施行	大学 143 短大3 123 短大2 11 3年制 849 2年制 1,628 准看 3,062
1998 (H10)	・インドネシアのスハルト大統領辞任、32年の独裁に幕。	・答申「男女共同参画社会基本法について」男女参画審議会		大学 240 短大3 143 短大2 21 3年制 1,029 2年制 1,750 准看 3,242
1999 (H11)		◇食料・農業・農村基本法の公布、施行 ◇男女共同参画社会基本法の公布、施行 ◇労働基準法の改定、女性の夜間労働の禁止等女子保護規定の撤廃 ・「健やか親子21」検討会 ・「重点的に推進すべき少子対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」		大学 313 短大3 165 短大2 16 3年制 1,121 2年制 1,748 准看 3,348
2000 (H12)	◇国連特別総会「女性2000年会議」ニューヨーク ・五輪女子マラソンで高橋尚子選手が金メダル	・男女共同参画基本計画の策定 ・「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画基本計画」の閣議決定 ：重点目標、男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実基本的方向；社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努める。 ・「健康日本21」の打上げ、ゴールドプラン21 ・「介護保険制度」の実施 ◇「児童虐待の防止等に関する法律」の公布、施行		大学 369 短大3 189 短大2 11 3年制 1,357 2年制 1,807 准看 3,421
2001 (H13)	・地球温暖化防止の京都議定書を批准	・男女共同参画会議設置・男女共同参画局設置 ・国立女性教育会館(NWEC)の独立法人化 ◇医療法の改正 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)の施行 ◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律 ◇児童福祉法の一部を改正する法律	◇「保健婦助産婦看護婦法の改正」公布 保健師、助産師、看護師、準看護師の名称改正	大学 426 短大3 188 短大2 22 3年制 1,365 2年制 1,908 准看 3,079
2002 (H14)	・日韓共催ワールドカップ開幕、日本初勝利決勝トーナメントに出場 ・北朝鮮に拉致された5人が一時帰国 ・第27回女子差別撤廃委員会の開催(ニューヨーク)外務省 ・女子差別撤廃委員会特別会期開催(ニューヨーク)外務省 ・第2回APEC女性問題担当大臣会合開催	・男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」決定 ・男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」決定 ・「パート労働の課題と対応の方向性」 ・男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」 ・「全国女性農業者子育て会議及び農村漁村少子化対策研究会」開催 ・男女共同参画会議影響調査専門調査会「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」	◇「保健婦助産婦看護婦法の改正」施行 ・看護学教育の在り方に関する検討会報告「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」 ・厚生労働省医政局長通知「看護師による静脈注射の実施」に関する行政解釈の変更	大学 479 短大3 162 短大2 17 3年制 1,503 2年制 2,004 准看 2,792 5年一貫* 124
2003 (H15)	・第28回女子差別撤廃委員会開催(ニューヨーク)外務省 ◆第47回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)外務省	・「平成14年版働く女性の実情」厚生労働省公表 ・第8回「全国青年・女性漁業者交流大会」開催(全国漁業協同組合連合会主催) ・第16回「農村漁村の女性の日記念行事」開催(農林水産業関係の8つの女性団体の主催)		大学 573 短大3 179 短大2 8 3年制 1,780 2年制 1,909 准看 2,882 5年一貫 169

* 5年一貫：高等学校・高等学校専攻科5年一貫教育

Nursing Education for a Gender-equal Society* – The Situation of Male Student Nurses –

Noriko GODA, Ritsuko OHMURO¹⁾, Chiharu NISHIYAMA²⁾, Yoshiko SUZUKI³⁾,
Chigusa FUSE⁴⁾, Yukie MATSUMOTO⁴⁾

Abstract

Until quite recently, Japanese women had very few opportunities to become financially independent. However, women's rights and independence have been gradually promoted since 1975, the International Women's Year. The 1994 Cairo Conference on Population emphasized women's reproductive rights. Such international movements resulted in the enactment of the 1985 Equal Employment Opportunity Law and the 1999 Law for a Gender-Equal Society in Japan.

On the other hand, nursing education had been offered for women only until it became possible for men to become nurses in 1968, when the 1948 law on nursing profession was amended. Almost half a century has passed, but the percentage of male nurses is still limited. There is still much to be done for achieving equality between male nurses and female nurses. We will overview the history of nursing education and discuss the problems that male nurses face.

*Law No.78 of 1999 was established to promote genuine equality between woman and men

Keywords : Gender-equal society, male student nurse, nursing education

Department of Nursing, Faculty of Health Sciences, Okayama University Medical School

- 1) Center for Education and Research in Nursing Practice, School of Nursing, Chiba University
- 2) Kiryu Junior College School of Nursing
- 3) Ayase-Nishi Kanagawa Prefectural High School
- 4) Study of Community Care Service, Welfare Department, UEKUSA GAKUEN JUNIOR COLLEGE